

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

YKK企業年金基金(以下「当基金」という。)は、年金資産を運用する責任(受託者責任)を果たすために、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)に賛同し、受け入れることを表明します。

原則1	アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。
-----	--

当基金は、加入者及び受給権者の年金給付を長期にわたり確実にを行うため、運用の基本方針を策定し、安全かつ効率的に資産の運用を行います。

また、当基金における状況や環境の変化に応じ、その前提条件との整合性を確認し、定期的に見直しを行います。

原則2	受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。
-----	--

当基金は、運用目標の達成に向けて、運用担当責任者を設置しており、定期的に資産運用事務局会議を開催し、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関等の評価等に関して審議します。

また、知見の補充・充実のため、外部の運用コンサルタントから報告・分析・助言等を受けています。

原則3	アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。
-----	--

当基金は、受託者責任を果たしながら運用目標を達成するため、政策的資産構成割合を策定し、分散投資を行います。

運用受託機関の選任にあたっては、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価も重視、外部の運用コンサルタントの助言も参考にしています。

運用受託機関の評価は、毎年一定期間の実績及び定性評価を行い、必要に応じて適切に見直しを行います。

原則 4	アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。
------	---

当基金は、加入者等に対して周知すべく、積立金の運用の概況について当基金のホームページへの掲載及び受給権者への「基金通信」の送付を行います。

原則 5	アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。
------	--

当基金は、企業年金スチュワードシップ推進協議会へ加入し、協働モニタリング活動を通して、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的に投資リターンの拡大を図ります。